

申請書類確認表

申請者 住所:

氏名:

記入者:

○申請書・添付書類を確認後に記入者確認欄の □ に ✓ を記入ください。

○本表は申請書類・記入内容の過不足を確認するものであり、減免を保証するものではありません。

申請書類	取得場所	確認項目	記入者確認欄	寄居町確認欄
①水道料金及び下水道使用料の漏水減免申請書(様式第1号)	上下水道課窓 口・HP	・記入漏れがないか。 ・申請日は②漏水修理報告書の修理年月日から60日以内か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②漏水修理報告書(様式第2号)	上下水道課窓 口・HP	・記入漏れがないか。 ・作成者は町指定給水装置工事事業者か。 ・住所・氏名は様式第1号と同じか。 ・修理年月日は異常水量(漏水)が発見された月の翌月初日から起算して2月以内か。 ・漏水の場所は「地下・壁内・床下」のいずれかか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 漏水の修理に係る平面図	指定 工事店	・ピンポイントで、漏水修理箇所が確認できるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 漏水の修理に用いた材料一覧	指定 工事店	・町指定の材料を適切な形で使用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 漏水の修理前後の写真	指定 工事店	・使用した材料が確認できること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※漏水減免の対象とならない場合	申請者	(1) 使用者等の故意又は過失が原因で漏水したとき。 (2) 無届又は不正な給水装置工事が原因で漏水したとき。 (3) 受水槽及び受水槽の下流側において漏水したとき。ただし、給水規則第9条第1項の規定により設置した個別メーター及び個別メーターの下流側における漏水を除く。 (4) 異常水量が発見された月の翌月初日から起算して2月以内に修理を完了しないとき。 (5) 町指定給水装置工事事業者でない者が修理を行ったとき。 (6) 使用者等が料金等を完納していないとき。 (7) 同一の給水装置において、1年以内に漏水による減免を受けているとき。 (8) 給水装置工事の竣工後、1年以内に発生した漏水であるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>